

令和 8 年度

障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

福 井 県 立 奥 越 特 別 支 援 学 校

〒911-0802 福井県勝山市昭和町3丁目1-69

TEL 0779-88-0050

FAX 0779-88-0511

受 付 期 間	令和8年8月18日(火)～令和8年9月4日(金) <必着>
面 接 試 験 日	当校が指定する日 (試験日時および集合場所については、受験者に別途連絡します。)
採 用 予 定 日	令和8年9月14日(月)

1 募集概要

採用予定時期	令和8年9月14日(月)		
任用期間	令和8年9月14日から令和9年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合があります。)		
職 種	会計年度任用職員（パートタイム）		
勤務所属		採用予定 人員	業 務 内 容
福井県立奥越特別支援学校 [勝山市昭和町3-1-69]		1 名	奥越特別支援学校における事務補助 (窓口対応、各種書類作成、データ入力、物品管理など)

2 受験資格

○全般にかかる資格

次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方

(受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。)

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書※（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
※診断書・意見書とは、県が定める身体障害者福祉法施行細則第8条に規定するものをいいます。
- (3) 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳
- (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- (5) 精神障害者保健福祉手帳

○ワード・エクセル等パソコンの基本操作ができること。

○ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

受験者の人柄、性格等をみるために、個別面接を行います。

面接試験の日時・場所等は、受験者に別途連絡します。

4 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

5 受験手続

申 込 方 法	次の（ア）および（イ）の手続きをお願いします。（両方の手続きが必要です。） （ア）ハローワークで <u>紹介状</u> を発行してもらってください。 （イ）「 <u>障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書</u> 」に必要事項を記入の上、 <u>障がいを有することを証明する手帳等の写し</u> とともに提出（持参または郵送）してください。 ※申込書の入手方法 ・福井県立奥越特別支援学校のホームページからダウンロードする ・福井県立奥越特別支援学校で受け取る （午前8時30分から午後5時15分まで） ・郵送を希望する場合は、送付先を明記し、切手を貼り付けた返信用封筒を同封して、福井県立奥越特別支援学校宛て送付する
受 験 申 込 先	〒911-0802 勝山市昭和町3丁目1-69 福井県立奥越特別支援学校（事務室）
受 付 期 間	令和8年8月18日（火）から令和8年9月4日（金）〈必着〉 ※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで （ただし、土、日、祝日は除く。）
注 意 事 項	郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、令和8年9月4日（金）までに到着したものに限り受け付けます。

6 勤務条件

勤務場所	勤務日	勤務時間	報酬
福井県立奥越特別支援学校 〔勝山市昭和町3-1-69〕	月 1 7 日 (原則、土日祝日、12月29 日から翌年1月3日除く)	午前8時30分から 午後5時まで (1日7時間30分)	日額9,100円
期末・勤勉手当 (ボーナス)	・勤務期間等に応じて支給します		
休 暇	・年次有給休暇：年間10日 ※6か月以上の任期を定めて採用された場合の付与日数です。 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。 ・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(有給)など		
留 意 事 項	○勤務日について ・毎月、所属が勤務日を指定します。 ・勤務日以外が休日となります。(原則、1週間あたり2日以上) ○勤務時間について ・原則、休憩時間は正午から午後1時です。 ・所定労働時間を超える労働はありません。 ・勤務時間の割り振りについては、柔軟に対応できる可能性がありますので面接の際にご相談ください。 ○その他 ・通勤費を別途支給します。 ・原則、公立学校共済組合(短期給付・福祉事業)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 ・勤務場所により、公務災害補償または労働者災害補償保険を適用します。 ・地方公務員法上の服務規定等(秘密を守る義務、職務に専念する義務など)が適用されます。 ・報酬および期末・勤勉手当については、給与改定等により額が変更となる場合があります。 ・通勤に関する困りごとがあれば、面接の際にご相談ください。		

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に 合格しなかった者 (本人)	総合得点および総合順位	合否通知の到達日 から1か月	福井県立奥越 特別支援学校

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人(代理人は認めません。)が、直接福井県立奥越特別支援学校へお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付していません。

- | | |
|---------------|---------------|
| ①運転免許証 | ②日本国旅券(パスポート) |
| ③各種健康保険の被保険者証 | ④各種年金手帳等 |
| ⑤個人番号カード | |

8 その他

- 受験票は発行しません。
- 試験当日は、別途連絡する時刻までに試験会場へお越しください。
- 来場の際は、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- 聴覚障害のある方は、面接時に手話通訳者を同席させることができます。(県で手配します。)
- 受験において何らかの配慮(補装具等の持込使用、面接時における就労支援機関職員の同席など)を希望される方は、受験申込書の「受験に当たっての要望事項」欄にその内容を記入して下さい。ただし、内容によっては、配慮できない場合があります。
- この試験の詳細については、福井県立奥越特別支援学校にお問い合わせください。

福井県立奥越特別支援学校

〒911-0802 福井県勝山市昭和町3丁目1-69 (TEL 0779-88-0050、FAX 0779-88-0511)